

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の改正について（議案第43号）

こども施設課

1 改正の理由

子育て支援の充実を図るため、本市の保育料の額について、特例を定める。

2 主な内容

当分の間、第1子（現行の2人目以後の児童に係る保育料軽減の対象とならない児童）であって3歳未満のものに係る保育料の額は、保育所保育料徴収金基準額表に定める額に2分の1を乗じて得た額（現行の保育料の半額）とする。

3 施行期日

令和8年9月1日